

雲仙市建設コンサルタント業務等の指名基準

平成17年10月11日

告示第73号

雲仙市が発注する建設コンサルタント業務等（測量・建設コンサルタント業務、地質調査業務等をいう。以下同じ）に係る指名業者の選定は、次の事項を総合的に考慮して行うものとする。

1 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 雲仙市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年雲仙市告示第3号）に基づく指名停止期間中である場合
- (2) 市が発注する建設コンサルタント業務等に係る委託契約に関し、当該業務に係わる秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適當であると認められる場合
- (3) 警察当局から市長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からこれを排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに契約の相手方として不適當であると認められる場合

2 経営状況

次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 手形交換所で不渡りの事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等の事実などから、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合
- (2) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て又は通告がなされた場合
- (3) 破産法（大正11年法律第71号）第132条第1項又は第133条の規定に基づく破産の申立てがなされた場合
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、経営事項審査を受け、入札参加資格の審査申請書を再度提出し、受理されたものを除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、経営事項審査を受け、入札参加資格の審査申請書を再度提出し、受理されたものを除く。）

3 業務成績

建設コンサルタント業務等の業務成績に関し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 業務成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4 手持業務の状況

建設コンサルタント業務等の手持ち状況からみて、市が発注する当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。

5 当該業務における技術的適正

次の事項に該当するかどうか勘案するものとする。

- (1) 市が発注する建設コンサルタント業務等(以下「市発注業務」という。)と同種又は類似業務について相当の実績があること。
- (2) 市発注業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等が町発注業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。
- (4) 市発注業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。

6 安全管理の状況

安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するとともに、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。

7 労働福祉の状況

労働者の雇用及び労働条件の改善に取組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重するとともに賃金不払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。

8 指名の取消

指名業者の選定後、当該業者が本基準に抵触した場合は、当該指名を取り消すものとする。

附 則

この告示は、平成17年10月11日から施行する。